## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	健康増進事業の実施に関する事務

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

東京都小金井市長

#### 公表日

令和6年7月12日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務				
②事務の概要	健康増進法に基づき、各種健(検)診(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診及び成人歯科健康診査)を実施する。(原則市民からの受診の申し込みがあり、市が受診者名簿を調製し、受診券や案内等を送付。健(検)診受診後は、受診結果に基づき精密検査の必要な受診者に通知し、結果を取りまとめる。特定個人情報は、受診者ごとの受診履歴や結果に関する台帳を管理するために活用。)				
③システムの名称	健康情報システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム				
2. 特定個人情報ファイル名					
健康増進事業に関するファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の111の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条				

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び主務省令で定めるもの					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	福祉保健部健康課					
②所属長の役職名	健康課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求					
請求先	小金井市総務部総務課情報公開係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	小金井市福祉保健部健康課健康係 小金井市貫井北町5丁目18番18号 042-321-124	0				

#### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	14年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	4年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載							
されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	)取扱い	の委託			[	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム:	を通じた提供	を除く。) [	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[ O ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監		
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	3. 個人番号の利用	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項 別表の111の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第54条	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス 番号法第19条第8号及び 別表第二の百二の テムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号及び主務省令で定めるも の	事後	